

高知大学医学部附属病院薬事委員会規則

平成16年4月1日
規則第265号

最終改正 平成30年7月10日規則第28号

(設置)

第1条 高知大学医学部附属病院に、高知大学医学部附属病院における医薬品及び再生医療等製品（薬価基準に収載された製品に限る。以下同じ。）の適正かつ効率的な使用及び管理に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病院薬事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 採用薬品の選定及び選定基準の策定に関する事。
- (2) 医薬品の削除に関する事。
- (3) 医薬品集及び約束処方集の編集に関する事。
- (4) 特定調達物品に係る医薬品の技術仕様等に関する事。
- (5) 薬品の適正な使用及び管理に関する事。
- (6) 医薬品の情報交換に関する事。
- (7) 再生医療等製品の採用に関する事。
- (8) 再生医療等製品の適正な使用及び管理に関する事。
- (9) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各診療科長
- (2) 検査部長
- (3) 総合診療部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 副薬剤部長 1人
- (6) 看護部長
- (7) 医学部・病院事務部長
- (8) その他委員長が必要と定めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、薬剤部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に支障があるときは、当該委員の指名した者が代理出席することができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、薬剤部において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年8月10日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月14日規則第8号)

この規則は、平成23年6月14日から施行する。

附 則 (平成25年4月9日規則第4号)

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日規則第89号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月10日規則第28号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。